

2021年5月7日

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

**新型コロナウイルスの国内感染拡大に伴う特別措置(2021年1月実施分)の
保険料払込猶予期間を再延長いたします**

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では2021年1月より新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様に対して、保険料払込に関する特別措置(保険料払込猶予期間の延長)を実施しておりますが、昨今の感染拡大状況を踏まえ保険料払込猶予期間を下記のとおり再延長いたします。

<対象のお客様>

2021年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により保険料払込猶予期間の延長をお申し出いただいたお客様のうち、お申し出受付時に保険料払込猶予期間を「2021年7月末日まで」とご案内しているお客様。

<再延長の内容>

保険料払込猶予期間を2021年10月末日まで再延長いたします。

なお、再延長は自動で適用いたしますので、個別のお申し出は不要です。

<現在受付中の新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について>

2021年4月30日に掲載しております、弊社ホームページのトピックス([新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた契約者のご契約について、特別措置を実施しております](#))をご参照ください。

以上